

令和元年第9回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和元年9月24日(火)

西予市教育保健センター4階 第二研修室

II 定数

5人

III 出席者

教育長	松川 伸二	委員	樋口 美和
委員	平岡 長治	委員	古谷 和彦
委員	酒井 郁子		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	宇都宮 裕	教育総務課長	垣内 俊樹
学校教育課長	富永 達也	生涯学習課長	竹内 克之
スポーツ・文化課長	谷口 佳代	明浜教育課長	浜田 喜基
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	久保田 修
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
子育て支援課長補佐	細谷 涼子	教育総務課主査	稲口 智博
子育て支援課主査	山下 元紀		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後3時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 令和元年第8回教育委員会定例会会議録について意見を求める。
古谷委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。
平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
教育長 修正する旨答える。
教育長 令和元年第8回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 第8回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 10月行事予定について報告を求める。
教育総務課長 10月行事予定について報告する。あわせて令和元年第10回教育委員会定例会の開催日程について、10月23日(水)午後2時から開催することと、同定例会終了後に総合教育会議を開催する旨提案する。
全委員 特になし。
教育長 令和元年第10回教育委員会定例会と、総合教育会議の開催日程について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 令和元年第10回教育委員会定例会を10月23日(水)午後2時から開催し、同定例会終了後に総合教育会議を開催する旨宣する。

4 案件

○議案第20号 西予市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について
教育長 幼稚園に関しては、西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、生活福祉部長に補助執行をさせている旨述べ、事務局の説明を求める。
子育て支援課長補佐 西予市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長 原案について意見を求める。
平岡委員 新旧対照表について、第2条、第3条を設けたことで、はっきりと幼稚園は適正な教育を提供することを施設の目的として打ち出している。第2条の中では、子ども・子育て支援法について書かれているが、子ども・子育て支援法では「教育」と「保育」の言葉がはっきりと使い分けられている。また、第3条では幼稚園で提供する教育等の内容を打ち出してしている。子ども・子育て支援法では、幼稚園が行うものは「教育」、保育所が行うものは「保育」と書かれており、保育所は児童福祉法、幼稚園は学校教育法に基づき、仕分けがしてある。しかし、管理規則の第2章以降では、「保育」という言葉が使われており、これまでは学校教育法に基づき、「保育」という言葉を使っていたのではと考えられるが、今回、第2

条、第3条を設けたことで、「教育」「保育」という言葉のどちらを使うべきか、私自身に疑問が湧いてきた。学校教育法に基づくと、「保育」という言葉を使うのは間違いではないと思うが、今回設けた第2条、第3条で、「幼稚園は教育を提供する」と書かれており、子ども・子育て支援法では、「保育」と「教育」を使い分けているため、第2章以降の部分で使われている「保育」という言葉を「教育」という言葉に整理する必要があるのかもしれない。今日どうしても修正しなくてはいけないものではなく、必ず修正が必要かどうかとも思うが、子ども・子育て支援法において、「保育」と「教育」を区別し、その内容を第2条の中で打ち出しているため、今後の課題として、「保育」という言葉を「教育」という言葉に整理する必要があるのではないかと述べる。

子育て支援課長補佐 指摘の内容については、時間をかけて精査し、改めて議題としたい旨述べる。

教育長 暫時休憩する旨宣する。

【暫時休憩】

教育長 午後3時38分再開を宣する。

指摘の内容については、今後精査、検討としたい旨述べる。

平岡委員 今回の改正箇所ではなく旧来のところではあるが、第9条第2項について、入園許可の文言の表現がやや不自然である。管理規則より上位の条例で、幼稚園の入園は教育長が許可するということが明記されているのだろうか。幼稚園に関する条例があるのかを問う。

子育て支援課長補佐 条例はない旨答える。

平岡委員 管理規則が一番上位のものになるのであれば、教育長が入園を許可するということをはっきりと述べる必要があるのではないか。この件も今回の改正箇所ではなく、法令審査等を通過していないため、先ほどの意見と同様に問題提起の扱いで構わないが、それが本来ではないかと私は思った。また、別表では、「3歳児」等と表現されているが、第13条第7号では、「学年」と書かれている。幼稚園の規則で「学年」という表現を使うべきだろうか。さらに、第13条第2項第3号では、「児童及び生徒数」と書かれているが、一般的に「児童」とは小学生、「生徒」とは中学生のことになると思う。今回設けた第2条で、この管理規則での子どものことを「園児」とすることを打ち出しており、そのことからすると、「児童及び生徒数」ではなく、「園児数」となるべきではないか。第6章の見出しでは、「編制」と書かれているが、第6章が含まれる第25条中の本文では「編成」と書か

れており、見出しと本文が別の言葉というのはおかしいのではない
かと思う。これらのことは、補助執行をお願いする前の問題で、元々
の教育委員会の責任であり、改めて見て今まで整理が出来ておらず、
私も教育委員会の一員として責任があるのだが、今後、整理する必要
があるのではないかと述べる。

教育長 暫時休憩する旨宣する。

【暫時休憩】

教育長 午後 3 時 56 分再開を宣する。

議案第 20 号西予市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定に
ついて、今ほど平岡委員より、今回の改正箇所以外の問題提起等をい
ただいた。それについては、今後事務局で精査した上で、改めて教育
委員会で協議させていただきたい旨述べ、原案について諮る。

原案について賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 21 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正
する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

子育て支援課長補佐 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正
する規則制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

平岡委員 新旧対照表について、第 2 条で保育料の額は、西予市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則に定める
額とすると書かれているが、この規則には保育料は 0 円と書かれて
いるのかを問う。

子育て支援課長補佐 幼稚園に入園する 3 歳～5 歳までの園児は、0 円と書かれている旨
述べる。

教育長 原案について賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。

暫時休憩し、午後 4 時 10 分再開する旨宣する。

【暫時休憩】

教育長 午後 4 時 10 分再開を宣する。

○議案第 22 号 西予市営プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

野村教育課長 西予市営プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について説

- 明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 平岡委員 宇和プールは、西予市営プール条例とは別になるのかを問う。
- 野村教育課長 宇和プールは、西予市運動公園条例の扱いとなる旨述べる。
- 平岡委員 提案理由に書かれている西予市営プール条例の一部改正とは、占用の部分が削除されただけなのかを問う。
- 野村教育課長 利用実績がなかったため、西予市営プール条例の占用の部分を削除した。それにより規則においても占用の部分を削除する旨述べる。
- 教育長 原案について賛成の委員の挙手を求める。
- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 5 その他
- 教育長 教科書採択に係る意見等について説明を求める。
- 学校教育課長 教科書採択に係る意見等について説明する。
- 全委員 特になし。
- 6 閉会
- 教育長 午後 4 時 15 分閉会を宣する。

議事録署名

以上、令和元年第 9 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

令和元年 10 月 23 日

教育長

松川伸二

教育委員

樋口美和

教育委員

平岡長治

教育委員

古谷和彦

教育委員

酒井郁子